

中野市監査委員告示第1号

平成25年1月29日付け24中監第29-1号で提出した定期監査の結果の報告に対し、中野市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年3月11日

中野市監査委員 井本 久夫

中野市監査委員 深尾 智計

## 平成 24 年度定期監査 改善・検討に対する報告書

総 務 部 税 務 課

No.	全庁を挙げた徴収対策に取り組むと共に、長野県地方税滞納整理機構と連携を密にしながら未収金の回収に努められたい。
現 状	同 上
課 題	同 上
方 針	<p>市税及び国民健康保険税の滞納繰越分について、平成 23 年度から長野県地方税滞納整理機構へ、一部を移管しています。</p> <p>平成 23 年度においては、長野県滞納整理機構の活動初年度ではありましたが、滞納本税 15,936,534 円の徴収実績がありました。引き続き平成 24 年度移管分について、連絡調整を行い、未収金の縮減に努めていきます。</p> <p>また、移管以外の滞納整理についても、引き続き全庁あげて徴収対策に取り組んでいきます。</p>